

## 中国ジュニア選考及びドロー会議規程

(名称)

第1条 本規程は、中国ジュニア選考及びドロー会議規程と称する。

(目的)

第2条 中国テニス協会主催ジュニア大会の選考会議及びドロー会議を円滑、合理的に運営するため、この規程を定める。

2 選考会議をサポートするシステムとして、別途規定する、中国ジュニアポイントランキングシステムを採用する。

(JTAルール)

第3条 出場選手及び補欠選手の選考は、選考基準によって選考され、ドローの位置についてはJTAルールを準用する。

(選考会議)

第4条 各県協会は県推薦選手を締切日までに中国テニス協会に提出する。

2 中国ジュニアテニス選手権大会の選考及びドロー会議は、ジュニア委員長、各県代表委員1名、主管県よりレフェリー1名の計7名で構成し、ジュニア委員長が議長となる

3 中国ジュニアテニス選手権大会以外の大会については、選考は別途定める選考委員によるメール会議で出場選手、補欠選手及びシード選手を選考して、主管県委員長に渡す。主管県は、ドロー会議を開いて抽選をしてドローを完成する。

4 主管県でのドロー会議は、主管県ジュニア委員長を含め3名以上の構成で、以下に示す手順で行うこと。

(シングルの選手枠)

第5条 シングルのドロー数とドローの構成は以下の通りとする。

8ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)3名+各県枠(5県×1名)5名

12ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)2名+各県枠(5県×2名)10名

16ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)6名+各県枠(5県×2名)10名

24ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)4名+各県枠(5県×4名)20名

32ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)7名+各県枠(5県×5名)25名

48ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)8名+各県枠(5県×8名)40名

64ドロー：(特例事項適用選手+中国ランキング上位者)9名+各県枠(5県×11名)55名

2 選考の順序

1)中国ジュニア特例事項適用選手

2)中国ランキング上位者

3)各県推薦順位上位者

(ダブルスの選手枠)

第6条 ダブルスのドロー数とドローの構成は以下の通りとする。

8ドロー：(特例事項適用の組+ランキング選考)3組 +各県枠(5×1)5組

12ドロー：(特例事項適用の組+ランキング選考)2組 +各県枠(5×2)10組

16ドロー：(特例事項適用の組+ランキング選考)6組 +各県枠(5×2)10組

2 選考の順序

1)特例事項適用規定適用の組

2)ランキング選考(中国ジュニアランキング順位の合計が少ない組。)ペアの一人が順位を持たない場合は、ペアが二人とも順位を持つ組の下位にくるものとする。

3)各県推薦順位上位の組

(補欠の選考)

第7条 補欠希望がある選手の中で、ポイントが高い選手から順に必要な数与える。

2 ポイントが同じ場合等条件が同一の時は抽選で決定する。3 補欠希望がない場合は、主管県がエントリー選手の中から用意して、本ドローに記載する。4 ダブルスもシングルスに準じて選考する。

(シードの数)

第8条 シードの数は、ドロー数の4分の1を基本とし、下記のシード数となる。

2シード 8ドロー(出場選手が8人(組)以下)

4シード 16ドロー(出場選手が16人(組)以下)

8シード 32ドロー(出場選手が32人(組)以下)

16シード 48ドロー以上(出場選手が33人(組)以上)

(注1)ドロー作成時点のドロー数に準じたシード数とする。

(シードの決定:シングルス)

第9条 中国ジュニアランキング順位を参考に選考会議で必要なシードまで決定し、その位置はJTAルールに従って決定する。

(シードの決定:ダブルス)

第10条 ペアの中国ジュニアランキング順位の合計を参考に選考会議で必要なシードまで決定し、その位置はJTAルールに従って決定する。

2 ペアの一人が順位を持たない場合は、ペアが二人とも順位を持つ組の下位にくるものとする。

(サブシード)

第11条 特例事項適用選手には、レベルによりシード又はサブシードを与える。その位置については選考会議で協議し決定する。また、このことによりシード権を持っている選手が、サブシードに繰り下がることもある。

2 県予選大会において、中国ジュニアランキング4位以内の選手がいる予選大会で優勝し、県推薦で1位にエントリーされた選手には、サブシードを与え、その位置については協議して決定する。

ただし、選抜室内ジュニア中国予選においては、中国ジュニアランキング2位以内の選手がいる県予選で優勝し、推薦で1位にエントリーされた選手にサブシードを与え、その位置については協議して決定する。

(同ポイントの優先順位)

第12条 ランキングが同ポイントの場合の優先順位は以下の通りとする。

- 1) 基準大会参加数が少ない選手
- 2) 直前大会成績上位者
- 3) 同県の場合は、県の推薦順位上位者
- 4) 全て同じ場合は、抽選する

(シングルの抽選手順)

第13条 ドロー会議の手順は以下の通りとする。

- 1) 選考規程により全出場者と補欠選手を確定する。
- 2) シード、サブシードの数と該当者を決める。
- 3) JTAルールに従って、抽選する。
- 4) レフェリーは確定したドローシートにサインする。
  - 2 抽選の途中、同県同士の対戦があった場合は、その抽せんのみやり直す。
  - 3 最後に同県同志があたった場合は、抽選全体をやり直す

(ダブルスの抽選手順)

第14条 ダブルスもシングルスと同じ抽選手順とする。

2 県枠を越えたペアは、いずれかの選手が同県組に当たっても、抽選のやり直しはしない。

附則 本規定は 令和4年11月 1日より施行する。

平成 7年 5月21日 制定  
7月 2日一部改正  
9月19日一部改正  
11年 2月14日一部改正  
12年11月10日一部改正  
14年 4月 1日一部改正  
18年 7月23日一部改正  
19年 7月23日一部改正  
20年 7月20日一部改正  
21年 7月22日一部改正  
23年 1月 4日一部改正  
27年 4月 1日一部改正  
令和4年11月 1日一部改正